

大阪広域水道企業団訓令第2号

部内一般

大阪広域水道企業団事務決裁規程（平成23年大阪広域水道企業団訓令第1号）の一部を次のように改正する。

令和4年3月31日

大阪広域水道企業団  
企業長 永藤 英機

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（経営管理部長の専決事項）</p> <p>第4条（略）</p> <p>（1）～（11）（略）</p> <p><u>（12） 予算の目の流用に関すること。</u></p> <p><u>（13） 1件300万円未満の予備費の充当に関すること。</u></p> <p><u>（14）～（24）（略）</u></p> <p><u>（25） 第14号から前号までに掲げるもののほか、1件1,000万円以上の予算の執行（軽易なものを除く。）に関すること。</u></p> <p><u>（26）～（33）（略）</u></p> <p>（事業管理部長の専決事項）</p> <p>第5条（略）</p> <p>（1） 前条第1号から第8号まで、第10号、第11号及び<u>第14号から第27号まで</u>に掲げる事項</p> <p>（2）（略）</p> <p>（経営戦略担当部長の専決事項）</p> <p>第5条の2（略）</p> <p>（1） 経営企画、危機管理、広報、広域連携及び広域調整に関する施策に係る重要な総合調整及び企画に関すること。</p> <p>（2）（略）</p>	<p>（経営管理部長の専決事項）</p> <p>第4条（略）</p> <p>（1）～（11）（略）</p> <p><u>（12）～（22）（略）</u></p> <p><u>（23） 第12号から前号までに掲げるもののほか、1件1,000万円以上の予算の執行（軽易なものを除く。）に関すること。</u></p> <p><u>（24）～（31）（略）</u></p> <p>（事業管理部長の専決事項）</p> <p>第5条（略）</p> <p>（1） 前条第1号から第8号まで、第10号、第11号及び<u>第12号から第25号まで</u>に掲げる事項</p> <p>（2）（略）</p> <p>（経営戦略担当部長の専決事項）</p> <p>第5条の2（略）</p> <p>（1） 経営企画、<u>財政</u>、危機管理、広報、広域連携及び広域調整に関する施策に係る重要な総合調整及び企画に関すること。</p> <p>（2）（略）</p> <p><u>（3） 予算の目の流用に関すること。</u></p>

2 経営戦略担当部長は、前項各号に掲げるもののほか、第4条第1号から第8号まで及び第14号から第27号までに掲げる事項であって、前項第1号に係るもの及びこれらの事項に準ずる事項について専決することができる。

(部に置く課の課長等の専決事項)

第6条 (略)

(1)～(8) (略)

(9) 定期刊行物等の作成及び配布に関すること。

(10)～(23) (略)

(課長の専決事項)

第7条 (略)

2 (略)

3 (略)

(1) 予算の節の流用に関すること。

(2) 決定による企業債元利金償還及びこれに伴う手数料の支出に関すること。

(3) 決定による企業債発行に伴う諸手数料の支出に関すること。

(4)～(12) (略)

4～6 (略)

(4) 1件300万円未満の予備費の充当に関すること。

2 経営戦略担当部長は、前項各号に掲げるもののほか、第4条第1号から第8号まで及び第12号から第25号までに掲げる事項であって、前項第1号に係るもの及びこれらの事項に準ずる事項について専決することができる。

(部に置く課の課長等の専決事項)

第6条 (略)

(1)～(8) (略)

(9) 定期刊行物等の作成及び配付に関すること。

(10)～(23) (略)

(課長の専決事項)

第7条 (略)

2 経営企画課長が専決できる事項は、次のとおりとする。

(1) 予算の節の流用に関すること。

(2) 決定による企業債元利金償還及びこれに伴う手数料の支出に関すること。

(3) 決定による企業債発行に伴う諸手数料の支出に関すること。

(4) 前各号に準ずる事項に関すること。

3 (略)

4 (略)

(1)～(9) (略)

5～7 (略)

(課長の専決事項の代決)

第15条 (略)

2 (略)

3 第7条第4項の規定により参事が専決できる事項について、参事が不在のときは、あらかじめ参事の指定する課長補佐又は主査がその事項を代決することができる。

4 第7条第4項の規定により課長補佐が専決できる事項について、課長補佐が不在のときは、あらかじめ課長補佐の指定する主査がその事項を代決することができる。

5 (略)

(課長の専決事項の代決)

第15条 (略)

2 (略)

3 第7条第6項の規定により参事が専決できる事項について、参事が不在のときは、あらかじめ参事の指定する課長補佐又は主査がその事項を代決することができる。

4 第7条第6項の規定により課長補佐が専決できる事項について、課長補佐が不在のときは、あらかじめ課長補佐の指定する主査がその事項を代決することができる。

5 (略)

#### 附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。